

独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書
 (平成 15 年 10 月 3 日認可) 新旧対照表 (案)

(下線部分は変更部分)

変更後	変更前
<p>第 7 章 情報の管理等 (情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)</p> <p>第25条 信用基金は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報保護に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに同法に基づく関係法令及び関係ガイドラインの遵守</u></p>	<p>第 7 章 情報の管理等 (情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)</p> <p>第25条 信用基金は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報保護に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守</u></p>

附 則

この業務方法書の変更は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。